

草津市と株式会社タニタヘルスリンクとの健幸都市づくりに関する協定（案）

草津市(以下「甲」という。)と株式会社タニタヘルスリンク(以下「乙」という。)とは、甲が取り組む「健幸都市づくり」の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、草津市に住所を有する者又は草津市に通勤・通学する者(以下「市民等」という。)の健康づくりに向けた取組について連携・協力することにより、市民等一人ひとりが心身ともに健康で幸せに暮らせる「健幸都市づくり」を推進することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとする。

- (1) デジタル技術を活用した市民等へのヘルスケアサービスの提供に関する事。
- (2) 健康づくりにかかる普及啓発、市民等の意識醸成に関する事。
- (3) 市民等の健康寿命の延伸に関する事。
- (4) 「健幸ステーション」の利用促進に関する事。
- (5) 市民等のパーソナルヘルスレコードの収集と分析、活用に関する事。
- (6) ヘルスケアサービスを通じた地域の活性化に関する事。
- (7) 職域での健康づくり支援への働きかけに関する事。
- (8) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(覚書等の締結)

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項について、情報や意見の交換等ができる場を適宜設けるとともに、連携・協力して実施することに合意した取組等に関し、具体的な内容、実施方法、役割分担等を定めた覚書等を締結することができる。

(協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、令和7年7月31日までとする。ただし、有効期間が満了する2か月前までに、甲又は乙が書面により協定終了の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第5条 前条の規定に関わらず、甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力事項の実施等にあたり知り得た情報について、相手方の書面による事前承諾を得ずに、第三者に開示、漏洩してはならない。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲：滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市長

乙：東京都港区三田3丁目13番16号
三田43MTビル7階

株式会社タニタヘルスリンク

代表取締役社長